

終夜睡眠ポリグラフィー検査装置賃貸借契約書 (案)

愛媛県立子ども療育センター 所長 若本 裕之 (以下「甲」という。) と _____ (以下「乙」という。) との間において、終夜睡眠ポリグラフィー検査装置 (以下「機器」という。) の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、この契約に定める条件に従い、乙の所有物である機器を甲の使用に供するものとし、甲はその給付の対価として乙に賃貸借料を支払うものとする。

第2条 乙が甲に貸与する機器の品目及び賃貸借料は、次のとおりとする。

機器名	規 格	単位	1 回当り 賃貸借料	うち消費税 及び地方 消費税の額	納入 場所
終夜睡眠 ポリグラフィー 検査装置	A l i c eシリーズ	1 組	円	円	甲の 指定 する 場所
	A l i c eシリーズ・解析料	1 組	円	円	
	PMP-300 (解析付)	1 組	円	円	

2 甲は安全性の確保と質的向上を図るために、本契約に基づき乙に対し機器の賃貸借とその保守点検を委託する。

3 賃貸借料にはデータ解析業務や適正使用及び安全性確保の為にを行う補助的説明等が含まれるものとする。

4 乙は甲が機器を甲の使用者 (患者) に対して転貸することをあらかじめ承認するものとする。

5 甲が乙から機器を借り上げる毎に、1 回分の賃貸借料が生じるものとする。

第3条 契約期間は令和6年 (2024年) 4月1日から令和7年 (2025年) 3月31日までとする。

第4条 甲が機器の借上を希望するときは、機種及び台数を乙に連絡する。

第5条 乙は、機器を完全に使用できる状態に調整し、納入するものとする。

2 前項の納入等に必要経費は、賃貸借料に含まれる。

第6条 乙は、毎月末日に甲の借上げ機器の種類、数量を確認した後、すみやかに履行終了通知及び賃貸借料を請求するものとする。

2 甲は、前項の適法な請求書を受領した日から30日以内に、賃貸借料を支払わなければならない。

第7条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、遅延利息を加算して乙に支払うものとする。遅延利息の計算は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号) によるものとする。

第8条 契約保証金は _____ 円とする。

第9条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

第10条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあつては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号) 第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則 (昭和45年愛媛県規則第18号) の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

乙は、本契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡又は継承してはならない。

4 乙は、業務の履行にあたり知り得た甲の業務上の内容は、これを他に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

5 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

6 前項の規定は、本契約が満了若しくは終了した後においても適用する。

(契約不適合責任)

第 11 条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(物品の納入遅延)

第 12 条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができなかつたときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、契約単価に延滞物品の数量を乗じた額に年3パーセントの割合を乗じて計算した額を、遅延損害金として、甲に支払わなければならない。

(甲の解除権)

第 13 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した日の属する月の前月までに納入したものに対する代価をその期間の月数で除して得た1ヵ月平均額に解除後の月数を乗じて得た金額の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第 14 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

第 15 条 契約期間内において、市価に著しい変動があり、円滑な履行が困難と認められるときは、甲乙協議のうえ、契約単価を変更することができるものとする。

第 16 条 乙は、甲及び使用者に対し、機器の使用方法、緊急時及び故障時の連絡方法について説明しなければならない。

2 乙は、必要に応じ機器の点検を行い、その結果をすみやかに甲に報告しなければならない。

3 前項にかかる費用は、賃貸借料に含まれる。

第 17 条 甲は、貸借期間内において、善良なる管理者の注意をもって機器を管理するものとし、甲の重大なる過失による機器の損傷については、甲がその費用を負担する。

第 18 条 乙は、乙の従業員を機器の設置場所へ立ち入らせる場合は、従業員に必ず身分証明書を携帯させ、立ち入りにあたっては、甲又は使用者の同意を得るものとする。

第 19 条 甲が乙の責任に帰すべき事由により事故等を生じせしめた場合には、乙は甲に対してその損害の責を負うものとする。賠償の程度、方法については甲乙協議の上決定する。

第 20 条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）並びに政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙署名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 愛媛県東温市田窪 2135 番地
愛媛県立子ども療育センター
所長 若本 裕之

乙